

なら産地学官連携プラットフォーム実務者会議設置要項

第1 目的

なら産地学官連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）設置規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、実務者会議に関し必要な事項を定める。

第2 所掌事項

実務者会議は、以下に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総会へ付議する規約制定・改廃案、会員の入退会、運営の方針及び事業計画・実績報告案等についての協議
- (2) プロジェクト推進や人材育成支援策に関する協議
- (3) タスクフォースの設置及び廃止に関する協議
- (4) プラットフォームの自立に向けた組織体制や運営資金の確保等に関する調査・検討
- (5) その他プラットフォームの運営に必要な事項

第3 構成・組織

- 1 実務者会議は、規約第4条に定める会員の実務者により構成する。
- 2 実務者会議に座長を置き、座長は、国立大学法人 奈良国立大学機構の実務者とする。
- 3 座長は、会議を招集し、会議の司会・進行及び取りまとめを行う。
- 4 座長に事故ある時は、予め座長が指名する者が座長を代行する。

第4 開催方法

- 1 2箇月に1回程度開催する。ただし、総会への付議事項の協議その他重要な案件について協議を行う場合は、これによらず弾力的に開催する。
- 2 会議は、参集又はオンライン方式により開催する。ただし、緊急を要する場合は、書面による開催も可能とする。

第5 事務

実務者会議の事務は、規約第12条に定める事務局において処理する。

第6 要項の改廃

この要項の改廃は、会議構成員の合意を得て行う。

附則

この要項は、令和5年11月16日から施行する。